

令和2年度第3回三重県行財政改革推進本部本部員会議概要

- 1 開催日時：令和2年11月16日（月）9:20～9:30
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 議事概要：以下のとおり（●議題提出部局説明）

議題1 令和2年度M I E職員力アワードについて

●佐藤行財政改革推進課長（資料1に基づき説明）

- ・本日から来年1月8日（金）まで募集を行い、部局選定、審査員による審査を経て、部門賞及びグッドパフォーマンス賞となった取組について、3月18日（木）の発表会で発表を行い、グランプリを決定する。
- ・本年度、改善活動分野にスマート改革チャレンジ部門を新設した。
- ・改善活動の水平展開を進め、アワードを盛り上げていくため、一つでも多くの応募・推薦をお願いしたい。

議題2 行政手続及び内部手続における押印見直しの取組状況について

●中西スマート改革推進課班長（資料2、2-1に基づき説明）

- ・11月4日時点での取組状況について、速報として報告する。
- ・行政手続全体として3735手続あり、うち2587手続については国の法令等に基づき実施する法定の手続であり、今後各府省庁から出されるガイドラインを受けて対応を進める。
- ・1148手続については県独自の手続きで、うち201手続は押印不要、残りの947手続が見直しの対象である。このうち、897手続については押印廃止の方向で検討を進めており、すでに83手続は廃止を決定している。一方、50手続については押印の存続も含めて検討していく意向を示している。
- ・50手続の内訳は、①実印と印鑑証明を求める厳格な手続のもの、②申請者以外の第三者が証明を行うもの、③権利義務に関わる手続等である。精査が十分でないものも含まれているため、法定手続の動向も参考に検討を進めていく。
- ・会計規則に基づく手続きを除き、内部手続全体として601手続あり、すべて廃止の方向で検討を進めており、すでに163手続は廃止を決定している。
- ・会計規則に基づく手続については、廃止可能なものは年度内に対応し、入札・契約に関する事項については国の動向を踏まえながら対応する。
- ・今後、押印を廃止した行政手続については、随時とりまとめ、ホームページ上でお知らせする。
- ・検討中の事案については、県民・事業者の利便性向上の観点も踏まえ、年度内廃止に向けて精査を進める。

・12月下旬の部長級会議で、再度検討する部分について進捗と併せて報告する。

☆紀平総務部長

・国の方でも原則廃止が進んでおり、各部局においても国の状況等情報収集しながら、引き続き検討してほしい。

☆鈴木知事

- ・行政手続について、95%が廃止の方向で検討されており、真摯な対応に感謝したい。
- ・大事なことは、手戻りがあると不便をかけてしまうため、廃止を早く決めて、県民の皆さんに混乱がないよう早く丁寧に周知するという段取りに、早く入ってほしい。
- ・廃止できない理由は基本的にはない。特例で残ってしまうと、デジタルトランスフォーメーションや行政手続オンライン化は絶対にできない。
- ・残りの50手続については、廃止できない事情ではなく、こうすれば廃止できるという方向でしっかり検討してほしい。